

報告事項 1

平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る調査委員会 調査報告書について

平成29年12月22日に発生した神戸市立高等学校における学校事故調査委員会 調査報告書について、以下のとおり報告する。

令和元年12月12日提出

平成 29 年 12 月 22 日に発生した
神戸市立高等学校における
学校事故に係る調査報告書 概要

令和元年 12 月 11 日

平成 29 年 12 月 22 日に発生した神戸市立高等学校における
学校事故に係る調査委員会

目 次

I	本事案に係る調査の目的	1
II	本事案に係る委員会の活動経過	1
III	本事案の調査方法	1
IV	本事案における事実経過	1
V	本事案における主要問題の分析および考察	3
1	本事案を捉える基本的観点	3
2	教育システムおよび生徒の人権保護等の観点からの考察	3
3	本事案に対応する経過での教員－生徒関係におけるズレ	4
4	本事案における「いじめ」の認定の仕方とその指導の問題点	4
5	申立人の精神的状態についての臨床的考察	6
VI	結論：生徒の「飛び降り」（自死未遂）の諸要因	7
VII	再発防止のための提言	8
	はじめに	
1	生徒理解の基本的課題および保護者への対応	8
(1)	生徒が自らの実感のある言葉で語る関係づくり	
(2)	保護者は生徒理解の「協力者」	
2	これからの生徒指導のあり方と生徒理解のために	9
(1)	事実関係に向き合う「問い」のある指導言	
(2)	教育委員会の助言・指導のあり方	
3	生徒の権利保障と生徒指導体制	10
(1)	別室指導は生徒の学習権および人格権に十分に配慮すること	
(2)	スクールロイヤーの活用	
(3)	学校以外に相談できる第三者機関の設置	

4 いじめ問題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(1) 加害を認識しにくい「いじめ」への対応

(2) 加害生徒と認定されることのトラウマ

(3) SNS 等にみるいじめ問題の特質とその対応

5 自死予防の観点からみる改善すべき課題・・・・・・・・・・ 12

(1) 児童生徒の自死の原因・動機

(2) 自死に至る生徒の心理

(3) 生徒の SOS を受け止める

委員・調査補助員 名簿一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

I 本事案に係る調査の目的

委員会は、平成 29 年 12 月 22 日に神戸市立 Q 高等学校の第 1 学年男子生徒が校舎の 5 階から飛び降りて重体となった「転落事故」について、文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月）に基づき、「事実関係の確認のみならず、事故に至る過程を丁寧に探り、事故が発生した原因を解明するとともに、事後的に行われた対応についても確認し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す」ことを目的として、令和元年 7 月 16 日に活動を開始した。

II 本事案に係る委員会の活動経過

委員会は、令和元年 7 月 16 日から同年 12 月 11 日まで、計 15 回にわたり委員会を開催し、関係者からの聴き取りの実施、本事案の事実認定・構図・問題性に関する分析等を行い、これらを踏まえて提言をまとめた。

III 本事案の調査方法

委員会は、委員会に提出された教育委員会作成の資料を精査して全体を把握した上で、前述したとおり、必要と考えられる学校関係者等に聴き取りを実施することを主たる方法として調査を実施した。

聴き取りを実施したのは、書面・メールで回答のあった者を合わせて計 22 名である。

IV 本事案における事実経過

1 平成 29 年秋頃からの生徒同士の関係と SNS トラブル

平成 29 年当時、いずれも Q 高等学校の第 1 学年に所属していた生徒 A、B、C、D は同じクラスの生徒で仲もよかったが、生徒 D の私的なトラブルの話が聞かされたこと等を契機に、平成 29 年 9 月半ば頃から、生徒 A、B、C は生徒 D と距離をとるようになった。この頃から生徒 A、B、C は 3 人の

会話の中で生徒Dのことを動物に例える悪口のあだなで呼ぶようになっていたところ、そのような呼称で呼んでいることがいつのまにか周囲に漏れるようになった。また、生徒Aは、生徒DがTwitterで行った「男なら堂々と言え」「外道め」との書き込みが自分に向けられたものであると考えるようになり、平成29年12月、生徒Aは他の同級生（生徒E）の名前を使ったアカウントで、「そうです。私が外道です」と、生徒DのTwitterの書き込みに対する仕返し、反論ともいえるような書き込みを行った。

教員乙、丙によるクラスの生徒の聴き取りから、生徒Aが他の同級生（生徒E）の名前を使ったアカウントを作っていること、生徒B、Cがこれをフォローしていること等がわかり、12月20日、教員甲らは、クラスの生徒から提供されたスクリーンショットを元に、アカウントを作成したのが生徒Eでないことを確認した上で、生徒A、B、Cに別室指導を行うことを決めた。

2 両日に及ぶ別室指導の経過

12月21日、生徒A、B、Cに別室指導が行われているところ、生徒B、Cに対するこの日の別室指導は短時間（1時間程度）ですんでいるが、生徒Aに対する別室指導は朝8時頃から15時30分頃まで行われた。この間、生徒Aは、教員甲から「退学になる」旨を示唆された旨を述べているものの、教員甲はそのような発言をしたことを否定しているのであるが、後述するとおり、教員甲の述べることを前提にしても、生徒Aが「退学になるかもしれない」と受け止めざるを得ない発言が教員甲からなされたことは否定できない。

1日目の指導後、帰宅した生徒Aは、遺書を書き、生徒Cに対し、「大丈夫。退学になったら死ぬ予定だから」「俺さ、結構怖いよね、笑笑」「退学処分。ってレッテルが貼られるの」等の言葉をLINEで送った。

12月22日、この日も生徒A、B、Cに対する別室指導が行われているところ、生徒Aに対する別室指導は朝8時、登校してすぐにカウンセリングルームへ移動して始まり、16時45分頃まで行われているが、17時頃、指導していた教員がカウンセリングルームを離れた間に生徒Aが校舎の5階の窓より転落した。

なお、別室指導において、生徒A、B、Cがこれまでの経緯を弁明する機会は、12月21日、22日ともに与えられていない。

V 本事案における主要問題の分析および考察

1 本事案を捉える基本的観点

近年の生徒指導の現場においては、ひとたび、いじめが疑われる事態が生じると、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り、加害者には規範意識の醸成を企図した厳しい指導を行っていじめの進行を止めて、解決に当たるべきだという教員の職責感を過剰に生んできたことを否定できない。かかる状況には一定の積極面もあるが、ともすれば加害者とされる児童生徒の人権が軽視されるという消極面も存する。

委員会は、こうした生徒指導を巡る複合的な背景と現状も視野に入れながら、本事案の主要問題の分析と考察を行った。

2 教育システムおよび生徒の人権保護等の観点からの考察

(1) 本事案の教育（生徒指導）システムの特質

本校では、問題行動があると考えられる生徒に対し、年次主任、副主任（年次指導担当）が担当する年次指導（学年指導）、生徒指導部、特別指導委員会が担当する特別指導が行われているが、いずれの指導においても、指導の前に事実の確認を行うことが原則である。

本事案においては、申立人に対し、12月21日と22日の2日間、別室指導の方法による年次指導が行われているのであるが、その別室指導では、申立人に対し、計16時間にわたってカウンセリングルームの1室に1人隔離し、自由に入出入りすることができないように監視しながら、執拗に自認や反省を求め、反省文を書かせる等の指導が行われた。

(2) 生徒の人権保護から見る本事案の指導の問題点

本事案の別室指導は、有形力の行使はないため、体罰には該当しないものの、限界に近い事例と考えられるだけでなく、①対象となった生徒に、計12時限分の授業を受けさせていない点で、生徒の学習権（学校の教育施設を利用し授業等の教育課程を履修できる地位ないし権利）を奪い、個人の尊厳としての名誉を脅かしていること、②長時間にわたり一人だけ隔離され、他の生徒と連絡をとらせず、言わないと不利益があると圧力をかけ

ながらの指導が行われている点で、事実確認のための調査というより自認を強要するものとなっていること、といった問題を抱えている。

別室指導が必要だったとしても、個人の尊厳もしくは学習権保障の観点からすると、必要最小限とすべきであり、2日間計16時間の別室指導が必要だったとは考えにくい。指導目的を超えた一種のハラスメントと解釈する余地もあり、かかる別室指導が社会通念上妥当と言えるか疑問である。

3 本事案に対応する経過での教員－生徒関係におけるズレ

平成29年10月、クラスの生徒から、Dが「Cら3名からいじめられている」との相談が、同年12月にはクラスの生徒から「からかい(いじめ)はエスカレートしている」との情報が教員に提供され、12月20日、教員はA、B、Cに指導を行うことを決めたが、被害生徒への配慮から被害生徒へのいじめがあることを特定せず、指導に際しては、加害者である生徒本人の罪悪感を問いただし、自認して反省するだろうという方向づけが内々に決定したと考えられる。そのために、別室指導においては、申立人たちに言外に含ませたいじめ行為を認めさせるという指導になった可能性が高い。

4 本事案における「いじめ」の認定の仕方とその指導の問題点

(1) 本事案の「いじめ」の捉え方

生徒Dに対する生徒Aらによるいじめは、(a) 生徒Dのことを動物に例える悪口のあだなで呼ぶ、(b) 同級生になりすましてのTwitter上でのつぶやきであるが、(a) については、その呼称は見た目をいじめるもので、本人も嫌がっているのであるから、「いじめ」と認定してよい。生徒Dは直接そのあだなで呼ばれていない可能性もあるが、文部科学大臣が平成25年10月11日に決定し、平成29年3月14日に改定している「いじめの防止等のための方針」が、「例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である」と述べていることに照らせば、ネットを通じて行われたものでなくとも、これを「いじめ」と把握して対応しようとしたQ高等学校の対応には特段の問題がないといえることができる。

しかし、(b) のTwitter上でのつぶやきが、名前を使われた同級生(生徒E)との関係ではなく、生徒Dとの関係で「いじめ」となるのかについ

ては、生徒Aは、生徒Dから Twitter で罵倒されたことに対する、いわば反論、仕返しとしてなされたものとみる余地があり、文部科学省が平成 20 年 11 月に策定した『『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）』が、「ネット上のいじめ」について、「加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、掲示板に誹謗・中傷を書き込んだという例などもあるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけ」ることのないようにと述べていることに照らせば、これを生徒Dに対する「いじめ」と断定することはできないのであり、これまでも「いじめ」と決め打ちした指導のあり方は、いじめの認定の仕方自体が問題を抱えているといわなければならない。

（2）いじめ把握の手順等について

また、いじめ防止対策推進法 28 条は、「当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」を「いじめの重大事態」と定義しているところ、生徒Dの精神的不調の原因がいじめ以外にある可能性の認められる本事案では、いじめによる「重大事態」が生じていたと認定すること自体に疑問があるが、仮に本事案でいじめの「重大事態」が生じていたとしても、その調査の手順、方法については、①いじめの疑いを確かめるための事実関係の把握・確認と、加害者とされる生徒への、本来すべき人権教育的な指導が誤認され、混在している（十分な事実を確認が行われないうまま、いじめの決め打ちがされている）、②被害生徒の精神的不調の原因が、ほとんど解明されていない（Dの精神的不調の原因は、いじめによるのではなく、別の生活背景から来ているのではないかという疑いもあったのに、その点についてのAらの弁解に教員はほとんど耳を傾けていない。）という問題が認められる。

なお、Q 高等学校のいじめ防止基本方針によれば、「重大事態が発生したときは、速やかに神戸市教育委員会事務局に報告する」とされているが、本事案が教育委員会に報告された形跡はないが、本委員会が行った聴き取りの内容からすると、教育委員会（担当指導主事）としては、別室で行われた一連の指導方針には特別の問題はない、との認識であったことが窺える。

（3）本事案における別室指導

さらに、生徒に問題行動があったと考えられる場合、学校、教員に当該生徒を指導する権限が認められることはいうまでもないが、本事案に直接

かかわる年次指導（学年指導）が、懲戒処分や特別指導のように法令や内規に根拠を持つものでない以上、年次指導のもとで、生徒を退学、謹慎といった処分に付すことはできないし、そのような可能性のある旨を生徒に暗示することも不適切であるということになる。しかし、本事案においては、指導に当たった教員の弁解を前提にしても、別室指導において、「年次（＝年次指導）で終わらない」との発言が繰り返しなされている事実を認めることができる。かかる発言自体、申立人には退学処分があり得ると思わせる不適切な発言であったといえることができる。したがって、本事案では、申立人が、指導担当の教員の発言によって、自分に対する指導が年次指導で終わらず、特別指導へと発展し、退学になるかもしれないと受け止めた事実を認定することができる。

5 申立人の精神的状態についての臨床的考察

（１）「転落事故」以前の状態

生徒Aは勉強、スポーツ、部活動などを過不足なくこなしており、「転落事故」当日に予定されていた演劇部のクリスマスパーティ参加を楽しみにしていたところからしても、「転落事故」日以前に自死念慮が強く出現するほどの抑鬱状態にあったことは考え難い。したがって、12月21日の指導以前に生徒Aが自死を真剣に意図したことはなかったと考えられる。

（２）指導1日目の状態

ところが12月21日の指導を受け帰宅した晩、生徒Aは自室で遺書を書き、生徒Cに自殺をほのめかす内容のLINEを送っている。これらの内容からは生徒Aの深刻な動揺が読み取れるのであるが、もっとも、そこには退学処分を避けられることの期待をしていたことを示す記載もあり、遺書は、あくまでも退学処分が決まったら自殺を執行しようとするためのものであったと考えられる。

（３）指導2日目の状態

12月22日の指導内容について、生徒Aにはほとんど記憶がない。しかし、教員への聴き取り内容を前提にすると、生徒Dへのいじめについて、前日より厳しい口調で自認を促したことが推測され、このような指導のもとで、生徒Aは、避けられると期待していた退学が確定的になったと認識するに至った。

結局、2日間にわたって孤立を強いられた別室指導を受け、さらに指導を受けた上で退学になると思い込んでいた生徒Aは、自死を決意するほどの精神状態に追い込まれ、12月22日の午後5時頃、教員が席をはずしたのを見て、衝動的に自死を決行しようとしたと推察される。学校は母親を呼んでいたが、母親に会えば自死が出来なくなるという思いが自死の決行を後押ししたかもしれない。

VI 結論：生徒の「飛び降り」自死未遂の諸要因

平成29年12月21日の夜に申立人が遺書を用意し、同様に別室指導を受けた生徒CとのLINEのやりとり（21日夜）で自死の可能性を書き込んだ状況を確認したことにより、委員会は、申立人がこの高校にはもうおれなくなるかもしれないと思うほどに、当日の別室指導で「年次で終わらない」等の一連の不適切な発言があったことが問題であると判断した。

すなわち、教員が言外の意味を読みとること（いじめをしたことを素直に認めること）を強要し、なおかつ「本校には自分は必要ない」と申立人が思われる言動を繰り返し発し、これらが申立人の希望を著しく失わせる要因になったことは否定できないと判断した。

さらに、申立人は前述したとおり、12月21日の段階で、「退学が決まれば自殺を決行しよう」とまで考えるに至っていたところ、このような精神状態にあった申立人にとって、翌22日の指導は、弁解を一切許されず「担任に嘘をついた（期待を裏切った）」と言われ、同人がこれまで積み上げてきた自己像が一機に崩壊するような不安を感じたと推察できる。

以上のことから、同年12月22日午後5時頃に発生した申立人の「飛び降り」は、同校で学べる可能性が閉ざされたと思わされたこと、頼りにしていた担任教員らの期待を裏切ったと決めつけられたことが主な要因となって、自死を決行したものと判断できる。

生徒指導の面から見ると、本事案が学校教育に投げかけている点を見おとすことはできない。すなわち、対話なき一方的指導に対する問題提起が含まれていると考えられる。

その意味で一高等学校での、一人の生徒の「転落事故」という個別の案件にとどめてはならず、「毅然とした指導」とゼロトレランス（非寛容）方式を過剰に結びつけて行われる威圧的・権力的指導に対しても疑問を投げかけるものである。

*注記：「ゼロトレランス」とは「寛容度ゼロ」のことで、規律違反の行為に対する罰則基準を厳格に適用して学校秩序を維持するという考え方。

Ⅶ 再発防止のための提言

はじめに

本事案との関わりの深い「いじめ問題への対応」については、『生徒指導提要』は、①「児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう日ごろから丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めること」、②「対応チーム（生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭、学年主任、担任などで構成）を組織し、指導方針を共通理解した上で役割分担し迅速な対応を進め」ること、③人権感覚の涵養など、「市民性意識と社会の形成者としての資質」の育成に立った予防的な生徒指導が必要であること、を述べている。

以上の生徒指導の基本的考え方等を考慮した上で、委員会は、今後の再発防止のために、以下の諸点を述べる。

1 生徒理解の基本的課題および保護者への対応

（1）生徒が自らの実感のある言葉で語る関係づくり

インターネット上のやりとりの中で、「信頼」や「規範」を失墜させるようなやり方で仲間はずれが行われることが多くなっており、それが本事案をより複雑なものにしている。自分自身の中にある複雑な感情を表現しても脅かされないような安心・安全の場で表現することができてはじめて、認めがたい自分自身の感情に触れることができる。教員が彼らの自己理解を援助するには、1人で作文を書かせるだけではなく、信頼関係に基づいた対話のやりとりの中で何が起こったかじっくりと吟味・確認し、自分自身の実感のある言葉で語れるようになるように促進することが肝心である。

(2) 保護者は生徒理解の「協力者」

保護者には生徒理解についての「協力者」となってもらうことが肝心である。

スクールカウンセラーの業務の中には、生徒へのカウンセリングだけでなく、教師や保護者のコンサルテーションも含まれている。担任や生徒指導部と連携をとりながら、校内の教育相談の一助として積極的に活動することが望ましい。保護者のクレームに対する学校の対応としては校長を中心とした体制を整え、学校全体による組織的な対応が求められる。保護者に対しては学校ではできないことを補完するような「協力者」になってもらうことが肝要である。

2 これからの生徒指導のあり方と生徒理解のために

(1) 事実関係に向き合う「問い」のある指導言

一番肝心の点が忘れられた「毅然とした指導」は教員による一方的な追及に陥りやすい。そうならないためには、生徒への尊重・共感があってこそ毅然たる要求は生徒の感覚に届く、という原点を今一度、再認識する必要がある。

どの生徒も、内側にそれぞれの矛盾も抱えながら社会の現実とリアルに向き合っている一人の若者として生徒に接することが、ここで言う「生徒の尊重・共感」である。一方的な追及の言葉ではなく、むしろ事実関係を見つめさせる「問い」の提出こそ優れた指導力となることを提言したい。

本事案の高等学校のみならず各地の高等学校においても、改めてそのことを教職員間で再確認して、今後の教育実践に臨んでいただきたい。

(2) 教育委員会の助言・指導のあり方

教育委員会としては、いじめ事案の発覚の報告を受けたときに、関係する生徒の人権に十分に配慮したうえで、①その事実関係の確認について公正に聴き取りをすること、②本人の自認を急ぐあまりに教員が詰問あるいは威圧的態度になるのを防ぐための適切なアドバイスを行うこと、③担当した教員自身が自らの指導の実際を振り返る機会が重要であることに鑑みて、その点での適切なアドバイスを行うこと、④発生した事案を学習材として生徒たちの成長を促すとともに、教員自身の自己研修・自己研鑽の機会ともなるような助言と指導が教育委員会の責務であること、以上のことを再確認して、これからの諸事案に対応していただくよう切に要望したい。

3 生徒の権利保障と生徒指導体制

(1) 別室指導は生徒の学習権および人格権に十分に配慮すること

別室指導（事実上の懲戒処分としてなされるもの）は、生徒の学習権を奪い、個人の尊厳としての名誉を侵害する危険を有している。各学校においては、指導目的と密接に関連していること、指導目的に照らして、指導時間・日数は必要最小限のものであって、放課後や休憩時間では目的が達成されないことが明らかであること、指導に当たっては生徒の人格権に十分配慮すること、原則として事前に管理職に対して報告を行った上で承認を得ること、緊急性がある場合も指導後速やかに報告すること等を踏まえた具体的な規範を作成し、教育委員会においても上記の視点を踏まえた指導を行うよう求めるものである。

(2) スクールロイヤーの活用

学校も組織として活動する以上、様々な問題に対して、法や法的価値観に基づき、適正かつ公正に対応することが求められる。コンプライアンスを意識し、問題発生を未然に防ぐために、法律専門家が助言できるシステムが有用と考えられる。

文部科学省は、令和2年度より、学校現場でのいじめや虐待に対応するため、「スクールロイヤー」と呼ばれる専門の弁護士を全国に300人配置する方針である。神戸市はすでに「学校法務専門官」制度を導入しており、生徒の権利保障の観点に立った推進を求める。

(3) 学校以外に相談できる第三者機関の設置

学校で発生する問題の中で、教員との関係性に原因がある場合は、生徒・保護者にとって学校に相談することは極めて難しいが、子どもや学校の問題を扱う公的な第三者的な機関が関係調整を担うことができれば、学校の負担軽減のためにも、子どもの権利保障のためにも非常に役立つと考えられる。

全国には自治体が常設の第三者機関を設置している例が見られ、これらの機関は、市長もしくは教育委員会の附属機関として設置され（地方自治法第138条の4第3項）、子どもや保護者からの相談を常時受け付け、学校とは異なる第三者的な立場から関係調整や是正勧告等を行っている。

神戸市においても、同種の第三者機関の設置を検討するよう求めるものである。

4 いじめ問題への対応

(1) 加害を認識しにくい「いじめ」への対応

いじめの定義の変遷を概観するといじめの定義そのものが拡大していることがわかる。平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

「いじめ」であるか否かは、あくまでもいじめを受けた子どもの主観を重視することによって判断されることになっている。そして、いじめが一方的に行われているとは限らないことが本事案でも確認されている。本事案では、生徒Dの主観を重視する観点からいじめが成立しているため、生徒A等にとっては、加害認識を持ち難かったと考える。

いじめ事案を把握した場合、十分な時間をかけて生徒の加害認識の醸成を図る必要がある。

(2) 加害生徒と認定されることのトラウマ

いじめ被害生徒のトラウマは最優先に配慮されるべきである。しかし、いじめ加害生徒と認定されることのトラウマについての配慮も重視されるべきである。

生徒Aが委員会の聴き取りで心境を語ったように、いじめの加害者と認定され、レッテルを貼られることは、多感な思春期の生徒にとっては破局的なトラウマになりかねない。とくに本事案のようにいじめの加害を認識しにくい場合はなおさらである。いじめの加害生徒にも支援が必要であると考えるべきである。

別室指導については、本事案を契機に指導のあり方を見直し、学校関係者以外の視点を入れ、指導を受ける生徒のトラウマ受傷に配慮した指導のガイドラインを策定するべきである。

(3) SNS等に見るいじめ問題の特質とその対応

国は、いじめを、インターネットを通じて行われるものを含むと定義した上で（いじめ防止対策推進法2条1項）、ネット上の掲示板等に悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる児

児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である旨を述べているのであるから、いじめの重大事態が生じている疑いが生じたものとして早期対応により事態を解決しようとしたQ高等学校の方針には何ら誤りはなかったといつてよい。

いじめの有無についての事実の調査は、匿名性の高い SNS 上のいじめについては特に慎重に行われるべきだが、いじめの事実が確認された場合、加害者に対して教育すべきことは威圧的な自認の強要ないしは恫喝ではなく、いじめが許されないものであることについての粘り強い指導である。このような姿勢が改善されない限り、冤罪ともいえるべき事態や指導という名のもとで生徒の尊厳を著しく侵害する事態の根絶は望めないと考えられる。

5 自死予防の観点からみる改善すべき課題

(1) 児童生徒の自死の原因・動機

生徒Aは生徒指導を起因とし、退学になると確信したことが自死の決行の原因・動機となっている。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（平成 26 年度）の「H26.7 審議のまとめのポイントについて」によれば、平成 23 年 6 月より平成 25 年末までに収集された子どもの自殺 500 件のデータを分析したところ、学校的背景では、「進路問題」11.9%、家庭的背景では、「保護者との不和」9.9%、個人的背景では、「精神科治療歴有」13.5%などが多くなっていた。そして、参考として「教職員からの指導・懲戒等の措置」2.8%となっていた。すなわち指導も自死の原因・動機となりうることを認識する必要がある。

(2) 自死に至る生徒の心理

思春期は第二次性徴が発現し大きな身体変化が始まり、周囲の影響を受けながら大人としての自分、すなわち自我同一性が確立する時期である。精神的に不安定になりがちで、うつ病などの精神疾患が発症しはじめる時期でもあるし、仲間関係のトラブルは心身に大きな影響を及ぼす。思春期は、人生経験が少ないため困難に遭遇すると多様な考え方、対処行動を獲得してないため、心理的視野狭窄に陥りやすく、自死をはじめとする極端な行動を取りかねないことに留意する必要がある。

教育に指導は欠かせないものであるが、生徒を心理的に追い込むことの危険性についての認識が求められている。

(3) 生徒の SOS を受け止める

生徒Dが生徒A等によるいじめにより精神的な不調を来していることは、早々に教師も把握している。教師はその状況を受け止めながら、生徒Dへの配慮から生徒Dへのいじめがあることを特定せず、生徒Dに寄り添い対処しようとした。その間に、精神的な不調が悪化する生徒Dを見守るしかなかった教師らの焦りは十分に理解することができる。

生徒の SOS の出し方の教育を推進する一方で、その SOS を受け止め実効性のある対応を可能とする体制づくりが必要である。

委員・調査補助員 名簿一覧

平成 29 年 12 月 22 日に発生した神戸市立高等学校における学校事故に係る
調査委員会 委員・調査補助員名簿 (五十音順・敬称略)

(委員)

折出 健二	愛知教育大学名誉教授 (委員長)
徳田 仁子	京都光華女子大学健康科学部心理学科教授 臨床心理士
野田 哲朗	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 精神科医師
宮島 繁成	ひまわり総合法律事務所 弁護士
吉田 竜一	姫路総合法律事務所 弁護士 (職務代理)

(調査補助員)

浅尾 祐亮	兵庫教育大学非常勤カウンセラー 臨床心理士
岩本 脩平	ファミリーカウンセリングルーム松ヶ崎ふくらむ 臨床心理士
角谷 茉美	本町国際総合法律事務所 弁護士
早瀬 靖恵	ひまわり総合法律事務所 弁護士